

## 令和5年度中学生による意見交換会の実施について

「新潟市子ども条例」の施行2年目となり、子どもの権利や意見表明に係る取り組みが徐々に広がりつつあるなか、今年度は、昨年度設定した子どもの権利に関するテーマに加え、子どもの権利に関する相談・救済機関に関することをテーマに設定し、オンラインによる意見表明・意見交換会を以下の内容で実施しました。

### 【実施校】

- (西地区) : 宮浦中学校、上山中学校(中央区)、月潟中学校(南区)  
小新中学校、赤塚中学校(西区)、岩室中学校(西蒲区)
- (東地区) : 松浜中学校(北区)、東新潟中学校(東区)、東石山中学校(東区)、  
曾野木中学校(江南区)、新津第五中学校、小須戸中学校(秋葉区)

### 【実施日】

西地区:9月26日(火)

東地区:9月27日(水)

### 【会場】

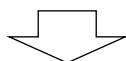
- 古町ルフル(本部:こども政策課、学校支援課)
- 各中学校(西地区司会:上山中学校 東地区司会:東新潟中学校)

### 【参加生徒】

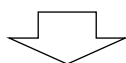
各中学校 3年生生徒会本部役員を中心に一部2年生も参加

### 【進め方】

7月下旬～9月 参加する各中学校を訪問し本取組の趣旨を説明  
校内での意見のまとめ方及び意見交換会での進行方法  
子どもの権利救済機関の制度概要案等を説明



9月中旬～ 各中学校の生徒会役員にて、テーマに基づき議論し、意見をまとめる  
(※多数意見を各校の意見としてまとめるが、少数意見も残す)



9月26・27日 西地区及び東地区に分けてオンラインによる意見交換会を実施

**【事前説明～意見交換会の様子】**



西地区司会を務めた生徒（上山中）



東地区司会を務めた生徒（東新潟中）



意見表明パネルを提示する生徒（月潟中）



他校の意見に賛同する生徒（小須戸中）



意見交換に参加する生徒（赤塚中）



意見交換に参加する生徒（曽野木中）

## 令和5年度中学生意見交換会における子どもたちの意見 まとめ

**テーマ1** 2022年4月1日から新潟市子ども条例が施行されたことを踏まえて

(1) 新潟市はなぜ子ども条例を策定したと思いますか？

- 子どもの持つ権利についての認知や、意識が薄れてきていて、これからの子どもの権利が尊重され、次世代の子どもたちの権利も守っていけるようにするため。
- 全ての子どもが平等に幸福で安心した生活できるようにという願いから制定された。
- 社会参加は「大人」という意識が強く、子どもがあまり社会参加できていないから。
- 児童虐待の増加から子どもの権利が失われつつあるのを守るため。
- 子どもの権利が守られることで、子どもが生きやすい社会づくり、豊かな子ども期を過ごせるようにするため。
- 子どもの権利について明確でなかったり、あまり意識されていなかったりしたから。
- 子どもだからといってよい意見でも反映されない可能性があるため。
- 子どもが安全に楽しく生活する権利を守るため。

**テーマ2** 子ども(中学生)にとって、どのような権利があるのか

(1) 新潟市子ども条例の5つの権利についてどのように考えますか？

- 人間らしく生きるための大切な条例だと思う。子どもも大人も意識して毎日を過ごしてほしい。
- これからの社会を創っていくのに絶対に必要だと考える。
- 私たちはつくられた社会の中で生きていくと思っていたが、社会に参加する権利があり私たち子どもも社会をつくっていくことが明確でよいと思った。
- 子どもは自分らしく生きて、自分の意見を発信すべきだと思う。それにより、子どもたちは健やかに育ち、将来社会に貢献できると思う。
- 色々な権利があったが、すべて大切な権利で必要だと思った。子どもたちの未来が守られていてとても良いと思う。
- 当たり前なことだと思ったけれど、この当たり前が侵害される場合があると感じ大変なことだと思った。
- 子どもが子どもらしく生きられるための権利だと思う。
- もしも、いじめなどで子どもの権利が侵害された場合どうなるのか知りたい。この子ども条例がどのくらいの力を持っているのかがわからないから知りたい。
- 権利を守るための具体的な行動の内容を示してほしい。
- 権利があることによって、子どもの生活はどのように変わるのか知りたい。

(2) 5つの権利は他者にも尊重されなければならないことを踏まえると、自校の生徒会で子ども条例に係わる取組はありますか？

- 「SSP 活動 (Smile Students Project)」いじめのない学校を目指して、パネルディスカッションを全校で実施している。
- いじめゼロスクールという取組に子ども条例を関連させ、生徒の意見を取り入れ安心して生きる権利を意識した学校にしていきたい。
- 「いじめ」や「いじり」について全校で考える機会として、年に一度「思いやり週間」や「思いやり集会」を行っている。
- 「School meeting」の議題に取り入れたり、いじめ根絶集会で全校に周知させたりしていく。
- 「五中いじめ対策プロジェクト」を実施して取り組んでいる。
- 生徒朝会でのグループ活動や、絆プロジェクトなどで条例に係る取組を行ってきました。
- 「豊かに生き、育つ権利」として、レクリエーションや、全校でクイズ大会などを行っている。また、意見箱を設置し、気軽に意見を言ったり悩みを相談したりする機会を設けている。
- 「地域ガイド」で中学生が地元について学び、ガイドし説明する活動は、中学生が地域社会に参加する取組だと思う。他にも古紙回収して、地域交流を行っている。

### テーマ3 「新潟市子ども条例」パンフレットを読んで、どのように感じたか

#### (1) パンフレットを読んで、子どもの権利についてどのように考えますか？

- 子どもが人格を形成する時期に、どれだけいろいろなことに触れて、豊かに過ごせるかが大事だと思うので、そうなるために必要な条例だと思う。
- 子ども同士で自分にも権利があるのだという自覚を持つことが大切である。また、おとなにも私たち子どもの持つ権利を尊重してもらいたい。
- 大人だけが権利を知るのではなく、子ども自身にも知ってもらい、子どもが生き生き過ごせるようにするために必要な条例である。
- 現状、子どもの権利は大人に比べて認められていない部分が多い。
- 当たり前なものだからこそ、尊重されるべき大切なものだと思う。
- 市民全体で正しい知識として認知すべき権利だと思う。
- 全ての子どもが豊かな生活を送るために大切なものだと考える。
- この権利が当たり前になって、いろいろな人に知ってほしいと思う。
- 子どもを育てるのにとっても大切で必要な権利だと思った。
- 権利が侵害されないために、社会で協力して守らなければいけないものである。
- 私たちは権利があることによって守られている。
- 自分が権利を行使したいときに心配なので大人の力を借りたい。

#### (2) 子ども条例の多くは「大人の責務」ですが、自分が大人になったとき、どのような大人として子どもに接していきたいと考えますか？

- 子どもも一人の人間であるという意識のもと、子どもの意見を尊重し、侵害されそうなきはおとなとして止められるようになりたい。
- 子どもの意思を一番に尊重し、道を踏み外しそうになった時に正しく声をかけてあげたい。
- 大人の意見だけで物事を決めず、子どもの意見を取り入れながら社会を創っていくおとな。
- 子どもの意見や考えに耳を傾けながら安心できる環境をつくり、対等な権利を踏まえた接し方をしていきたい。
- 大人の価値観を子どもに押し付けず、できる限り子どものしたいことを応援し、自由を奪わないようにしたい。
- 子どもの権利を否定することなく、子どものやりたいこと、気持ちや意見を尊重できる大人になりたい。
- 必要以上に口出しをしないおとなになりたい。
- 傷ついた心にそっと寄り添えるおとなになりたい。
- どの職業についても、差別なく接することができるおとな。

#### テーマ4 子どもの権利が侵害された場合の相談体制について

##### (1) 子どもの権利が侵害されたとき、中学生は誰に相談すると思いますか？

- 家族（親）、友達、学校の先生、スクールカウンセラー、信頼できる人
- ネット上で繋がっている人、インターネットの知り合い
- 友達（普段から交流していて気持ちを分かってくれる。信頼でき共感してもらえ安心する）
- 親（自分にとって身近な存在。身内だから寄り添ってくれる）
- 先生（身近な存在。学校での問題の解決に一番適している）

##### (2) 子どもの権利が侵害された場合、どのような相談機関があると相談しやすいと考えますか？

- LINE などの SNS やインスタ。SNS で本音を打ち明ける人が多いと思う。
- 即対応してくれる 24 時間対応の機関で、匿名できるところ。
- ネット上のチャットなどを使って、気軽に相談でき、対応が早い相談機関。
- 小学生以下は、直接思いを伝えやすいので、対面で親や先生、カウンセラー。
- 中学生以上は、人目が気になったり、反抗期で親に相談しづらかったりすることもあり、LINE などの匿名で相談できる機関。
- 学校内で直接対面して話すことができ、相談が流失することなく話せる場所。
- 校内で人目につかない相談場所。先生と連携ができる相談機関。

##### (3) その相談機関に、どのような権利が侵害された場合に相談すると思いますか？

- いじめなどの人権の侵害やプライバシーの侵害など、自分の心が心配な時。
- 5つの権利のうちどれかが侵害されたら相談する。特に暴力や暴言。
- 自分が否定されるような人権侵害（言葉や暴力）があるときだと思う。
- 「安心して生きる権利」が侵害されたときに相談する。知らないうちに差別や偏見をもってしまったり、悪気がなくてもいじったりしてしまう場合が多いと思うから。
- いじめや体罰、虐待、親に自分の活動範囲を制限されるなど挙げられる。
- 一人で抱え込んで相談機関に相談しないこともあると思う。

(4) 子どもの権利が侵害されたときに、相談機関が問題の解決に向けた取組を進めるにあたって気を付けてほしいことや期待することはありますか？

- 子どもの気持ちをよく聞いてほしい。
- 匿名であることが大事にされること。
- 直接的な手助けをしてもらえること。
- 素早い対応をしてもらえること。
- 情報の公開範囲をこちらが選択できること。
- 相談者は相談相手が異性か同性か決められるようにしてほしい。
- 個人情報の管理や相談内容を漏らさないこと。
- 秘密を守って、子どもに寄り添ってサポートしてほしい。
- 子ども一人一人の意見やペースに寄り添い、被害を受けている子どもを早急に見つけて守れるような取組。
- 希望があった場合の毎日の電話対応。
- 友達みたいに話しやすい関係をつくること。

**テーマ5 「新潟市子ども条例」の啓発及びこれからの新潟市について**

(1) 新潟市子ども条例を広く市民に知らせ、広めるためにどのような方策があると思いますか？

- 新聞、ポスターでの発信、You Tube、TikTokなどのSNSでの発信、新潟市の学校からの発信。
- 新聞、CM、地方番組で取り上げてもらう。
- X（旧Twitter）、インスタグラム等のSNSを用いる。
- 学校の道徳授業等で一度は取り上げて学べるようにする。
- 学校で子ども条例の講演会を開催して話を聞く。
- 市内の学校すべてにポスター掲示。地域の掲示板に掲示。
- 市内の中学校で子ども条例に係わって、共通の取組を行う。
- 子どもの権利についてのアンケート調査を実施する。

(2) 子どもの権利が守られ「全ての子どもが豊かな子ども期を過ごすことができる」新潟市となるためにどんなことが必要だと思いますか？

- アンケート調査などを行い、子どもの意見を積極的に取り入れていく。
- 新潟市子ども条例の認知度を上げるために定期的にアンケート調査を実施し、子どもの権利の認知度を高め、権利が尊重されやすい環境や雰囲気づくりをしていく。
- 出産して親になった人に、子ども条例のパンフレットを配付する。
- 新潟市と言えば、「お米・笹団子・子ども条例」というように、新潟市のキャッチコピーにしてはどうか。
- 豊かな子ども期を過ごすとは、友達といっぱい遊ぶことだと思う。そして、親から様々なことを教わり、やりたいことをやらせてもらえること。地域のおとなが近所の子の様子を少し気にかけてあげて、地域全体で子育てをするとよいと思う。
- たくさんの人に条例を知ってもらい、自分の意見をしっかり持つこと、また悩んだときに解決できる環境や雰囲気をつくっていくこと。
- 子ども目線からたくさんの意見を出し、それが反映されて、住みやすい新潟市になるとよいと思う。
- 安全な場所と暮らしと話を聞いてくれるおとなが必要。
- 新潟市のおとなが、子ども条例について認知すること。
- できる範囲で、子どもやりたいことをやらせる。子どもの意見や個性を尊重する。



(3) 子ども条例の理解を深めるために、あなたの学校で取り組んでみたいことはありますか？

- 自作の劇などで子ども条例について、面白く学んだり、生徒会でインパクトのあるポスターやパンフレットを作ったりして、全校生徒に印象に残す。
- 生徒会で子ども条例についての劇を行う。見て楽しんで終わり、とならないように、劇の後でクイズを出すなどして、理解を深めてもらう。
- 図書委員会と連携して、子どもの権利や苦しむ子どもの現状を取り上げて本を紹介する（例えば、ヤングケアラーのことなど）。
- 全校道徳の時間を用いて、全校に認知してもらう（方法についてはこれから検討）。
- 授業や朝会など、全校で子ども条例を学ぶ。スライドやパンフレットを使って子ども条例を知ってもらう。
- 授業の一環として子ども条例について追及活動をする。また、「五中いじめ対策プロジェクト」で全校生徒に考えてもらう機会をつくる。
- 全校朝会など、全校が集まる場面で、子ども条例の中からいくつかテーマを取り上げて今回のような意見交流の場を設けていきたい。
- 生徒朝会で子ども条例のプレゼンをしたり、School meeting の議題にし、子ども条例について話し合いをしたりする。
- クイズやゲームのような形式で楽しみながら子ども条例について学び理解できる活動を行いたい。
- 朝読書の時間に新潟市子ども条例のパンフレットを読んで意識を高める。
- 生徒会が子ども条例の講演会を行い、SNS の活用で個人情報やプライバシーを守れるようにしていきたい。
- 学校内でも今回のような子ども条例についての意見交換を行いたい。
- 子ども条例に係わるポスターを作成し、子ども条例を全校生徒に広めていく。
- 「子どもの権利が侵害されたことがあるか？」というアンケートをとって、子ども条例について考えていく機会をつくる。
- 子どもの権利が守られていないという具体的な現状を知り、助けるために何をすればいいか考える。これは将来権利を守る側のおとなになったときのことを含めて考えていくようにする。